daily コラム

2018年5月10日(木)

〒810-0001

福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7階

税理士法人かさい会計

TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417

Email info@kasai-grp.co.jp

相続税の延納制度

相続税は条件付きだが分割払いができる

国税は、金銭で一括納付することが原則ですが、相続税額が10万円を超え、金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請によりその納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納付することができます。

この制度を「延納」といいますが、要件があり、担保の提供が必要であり、利子税の納付が必要となります。

延納の要件は?

以下のすべての要件を満たす場合に、延 納申請をすることができます。

- ①相続税の納期限までに、延納申請書を提 出すること
- ②相続税額が10万円を超えること
- ③一度に金銭で納付することが困難な理由 があること
- ④延納税額及び利子税の額に相当する担保 を提供すること

ただし、④の要件は延納税額が 100 万円 以下で、延納期間が 3 年以下である場合は 必要ありません。

担保の種類は様々

延納の担保として提供できる財産は、国 債地方債社債・有価証券・土地建物立木・ 自動車船舶機械・財団等様々です。また、 保証人の保証でもかまいません。ただし税 務署が延納申請者の提供する担保が適当で ないと判断すれば、その変更を求める場合 があります。

延納期間と利子税の仕組みは複雑です

延納期間は原則5年ですが、相続財産に 占める不動産等の価額の割合や相続財産の 内容により異なります。利子税の計算は、 不動産等の割合によって決まる「延納利子 税割合」と年によって変動する基準「延納 特例基準割合」を用いているため、利率が 一定ではありません。

相続税額にもよりますが、利子税だけで 高額となる場合もあるので、内容によって は銀行融資を受けて一括納付した方が有利 になる可能性もあります。また、延納額を 繰り上げて納付すれば支払うべき利子税は 下がるので、対策を検討しましょう。



延納制度を利用していても、分納期限が未到来の分は物納への変更ができます。